

市川市監査委員告示第1号

令和5年度第2期財務監査及び行政監査
の結果に関する報告の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項による財務監査及び同条第2項による行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和6年3月29日

市川市監査委員	植 草 耕 一
同	草 薙 信 久
同	中 山 幸 紀
同	加 藤 武 央

令和5年度第2期財務監査及び行政監査結果報告

市川市監査基準に準拠して次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

- (1) 地方自治法第199条第1項による財務監査
- (2) 地方自治法第199条第2項による行政監査

2 監査の対象

- (1) 事務事業の範囲
令和5年度事務事業（必要に応じて過年度の事務も対象とした。）
- (2) 対象部署
 - ① こども部
こども家庭支援課、こども福祉課、こども施設計画課、
こども施設入園課、こども施設運営支援課、発達支援課
 - ② 生涯学習部
教育総務課、教育施設課、青少年育成課、社会教育課、
中央図書館、考古博物館
 - ③ 学校教育部
義務教育課、学校環境調整課、指導課、就学支援課、保健体育課、
学校地域連携推進課、教育センター
 - ④ 市立学校（幼稚園）
小学校38校、中学校15校、義務教育学校1校、特別支援学校1校、
幼稚園6園

3 監査の着眼点

- (1) 財務監査
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ正確に行われているかを主眼とし、最少の経費で最大の効果を挙げているかという観点も踏まえ監査を実施した。
- (2) 行政監査
事務の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から行われているかを主眼とし、事務の執行が、適正かつ正確に行われているか、市の組織及び運営が合理的であるかという観点も踏まえ監査を実施した。

4 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和5年10月2日から令和6年3月28日まで

(2) 調査方法

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、必要により現地調査を実施した。

(3) 日程及び実施場所

① 事務局による予備監査

令和5年10月2日から令和6年1月26日までの期間、監査の対象部署の事務室等において実施した。

なお、市立学校（幼稚園）については、次の10校・2園で現地調査を実施した。

小学校	真間小学校、宮田小学校、若宮小学校、信篤小学校、北方小学校、百合台小学校、幸小学校
中学校	第一中学校、第四中学校、第六中学校
幼稚園	信篤幼稚園、新浜幼稚園

② 監査委員監査

令和6年2月2日に監査委員会議室において、予備監査の結果を基に実施した。

5 監査の結果

所管する事務事業は、以下の指摘事項及び指導事項を除き、適正に執行されているものと認められた。

※監査の結果における是正又は改善が必要な事項の区分

指摘事項：法令、条例、規則等に違反があると認められる事項等（軽微な誤りで、速やかに是正することができると認められるものを除く。）

指導事項：指摘事項又は意見とするまでには至らないが、改善を要すると認められる事項等

(1) 指摘事項

なし

(2) 指導事項

区 分	件 数
歳 入	10
歳 出	0
財 産	1
補助金	20
契 約	2
公 金	9
文 書	10
その他	6
合 計	58

※市川市監査基準実施細則の規定に基づき、監査結果報告には性質別に区分した件数を記載。